

【県選手権大会に向けた新型コロナウイルス感染症対策（発生時を含む）】

富山県中学校体育連盟

令和4年5月26日現在

（A）大会当日までに準備すること

- ① 学校長の出場許可（参加申込書）に加え、保護者の参加承諾書を提出すること。

【参考】

- ・参加承諾書に記す「感染症拡大防止のため遵守すべき事項」を遵守する。
- ・各競技別要項及び中央競技団体が作成するガイドラインを遵守する。

（B）大会当日に確認すること

- ① 「健康チェックシート（当日）」を必ず提出すること。

- ② 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。（大会当日に確認を行うこと）

ア 生徒の体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ 生徒の同居する親族等に発熱等の風邪の症状が見られる場合や、身近に濃厚接触者と接触した者がいるなど新型コロナウイルス感染症の感染が懸念される場合

ウ 生徒が、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

エ 濃厚接触者と判断されていないが、医師の判断により、感染の疑いがあるためPCR検査または抗原検査を受け、検査結果が判明していない場合及び、今後PCR検査または抗原検査を受ける予定のある場合

【参考】「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公財）日本スポーツ協会

（C）生徒の家族や身近な知人が濃厚接触者と特定された場合

- ① 大会日が当該生徒の出席停止期間にある場合は、大会に出場できない。

- ② 当該生徒がいるチームの出場の可否については、学校長がチーム内の生徒の活動状況や出席状況、接触状況、健康状態等を総合的に判断し決定する。

◎濃厚接触者の定義【国立感染症研究所感染症疫学センター】

患者の感染可能期間※に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染症を総合的に判断する。）

※感染可能期間

- ・発症日の2日前から新型コロナウイルス感染症の診断を受けた後に隔離などをされるまでの期間
- ・無症状の方は検体採取日の2日前から新型コロナウイルス感染症の診断を受けた後に隔離などをされるまでの期間

【参考】「県立学校における教育活動の再開及び再開後の対応について」富山県教育委員会教育長通知

(D) 生徒が濃厚接触者と特定された場合

- ① 大会日が当該生徒の出席停止期間にある場合は、大会に出場できない。
- ② 当該生徒がいるチームの出場の可否については、学校長がチーム内の生徒の活動状況や出席状況、接触状況、健康状態等を総合的に判断し決定する。

【参考】「県立学校における教育活動の再開及び再開後の対応について」富山県教育委員会教育長通知

(E) 生徒が感染した場合

- ① 大会日が当該生徒の出席停止期間にある場合は、大会に出場できない。
- ② 当該生徒がいるチームの出場の可否については、学校長がチーム内の生徒の活動状況や出席状況、接触状況、健康状態等を総合的に判断し決定する。

【参考】「県立学校における教育活動の再開及び再開後の対応について」富山県教育委員会教育長通知

(F) 学校が臨時休業した場合

- ① 生徒が所属する学校が新型コロナウイルス感染に関係した学校全体、学年単位、学級単位で臨時休業の措置を実施している期間と大会日が重なった場合は、当該学校、学年、学級に所属する生徒は大会に出場できない。
- ② 生徒が所属する学校が感染拡大を予防するための学校全体、学年単位、学級単位の休業措置の場合も、当該学校、学年、学級に所属する生徒は大会に出場できない。
- ③ 会場校が学校全体、学年単位、学級単位で臨時休業の措置を実施している期間と大会日が重なった場合は、会場や日時の変更、競技の中止を検討する。

(G) 教職員の取扱いについて

- ① 大会に関わる教職員の取扱いは、上記(A)～(F)に準じた対応とする。

(H) 県大会中止についての検討

- ① 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合
- ② 県が定める「コロナに関する県のロードマップ」で「ステージ2」または「ステージ3」が発令された場合
- ③ 県大会の予選である地区大会（富山市大会）の開催が困難な場合

(I) その他

- ① 大会運営等に協力いただく競技役員や生徒指導等の教職員以外の方々（協会・連盟員、外部指導者等）の取扱いは、上記(A)～(F)に準じた対応とする。
- ② 会場を公共施設としており、会場が新型コロナウイルス感染に関係した臨時休業等の措置を実施した場合は、上記(F)③に準じた対応とする。
- ③ 感染（疑い）者等の発生により大会に出場できない団体戦の生徒（選手）の補充については、参加申込締め切り後であっても、競技専門部において県中体連と相談のうえ柔軟に対応する。ただし、その場合には監督会議等で事前に対応について協議して専門部内で共通理解を図る。個人戦に関しては、各専門部の申し合わせに準ずる。
- ④ その他、不測の事態が生じた場合には、当該学校長、競技専門部、県中体連等で対応を検討する。